

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号へを次のように改める。

へ 技能職員（法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）又は技能

職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の

適用を受ける職員その他教育委員会が定める職員をいう。以下同じ。）

第三条第二号中トを削り、チをトとし、リをチとし、同条第三号イ中「前号リ」を「前号チ」に改める。

第七条第一項中「掲げる期間」の下に「（非常勤の職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、再任用短時間勤務職員並びに短時間勤務職員を除く。）として在職した期間を除く。）」を加え、同項第一号中「チまで」を「トまで」に改め、へを削り、トをへとし、チをトとし、同項第二号イ中「前号チ」を「前号ト」に改める。

第十四条中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。